

高齢者肺炎球菌 予防接種のご案内

浦添市では予防接種法に基づき、高齢者肺炎球菌
予防接種の接種費用の一部公費助成を行っています。

今までに自費・公費問わず、過去に一度も高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方が対象です

接種日当日に65歳の方が
定期接種(一部公費助成)の対象となります。



4,000円

自己負担額

※生活保護の方は、「生活保護受給証明書の写し」又は「保護決定(変更)通知書の写し」を、医療機関へ提示した場合、市が接種費用を全額負担します。医療券の添付も可能ですが、予防接種を理由に医療券の取り寄せは行わないでください。

※中国残留邦人等支援給付受給者の方は、「中国残留邦人等自立支援給付受給者証明書」を接種を受ける際に医療機関へ提示した場合、市が接種費用を全額負担します。

接種回数	1回 ※<u>自費・公費問わず、過去に一度でも接種したことのある方は助成の対象にはなりません。</u> ※2回目以降の接種を希望する方は、接種医と御相談の上、接種して下さい。費用は全額自己負担(病院によって異なり、およそ7,500円～9,000円程度)となります
接種場所	一覧表記載の市内医療機関 または 高齢者肺炎球菌予防接種を行っている 本島内の医師会会員医療機関 ※接種をするときは、病院へ直接、電話予約をしてください。 ※県外や離島の病院、施設等で接種する方は事前に浦添市保健相談センターで手続きが必要です。 ※医療機関側の事情やワクチンの在庫状況によって、予防接種の開始時期を遅らせたり、急遽とりやめたりする医療機関があります。御了承ください。
持ち物	・予診票(同封の紫色の用紙) ・住所、氏名、年齢確認できるもの(健康保険証など)

高齢者の肺炎球菌予防接種は、主に個人予防目的のために行うもので、本人の希望により受けていただく予防接種です。

接種を行う前にかかりつけ医師と相談し、予防効果や副反応等について、十分理解した上で、接種を希望する場合に接種を行って下さい

高齢者の肺炎と肺炎球菌ワクチンについて

肺炎は、日本人の死因第5位で、**成人肺炎**の25~40%を占めています。肺炎球菌という細菌により引き起こされるとの報告があり、特に高齢者での**重篤化が問題になっています**。また肺炎球菌は気管支炎や髄膜炎、敗血症、菌血症を伴う肺炎などを起こすこともあります。肺炎球菌には100種類以上の型があり、「肺炎球菌ワクチン」はこのうち、頻度が高い23種類の型に対する予防効果と、病気の重症化を防ぐ効果があります。

高齢者肺炎球菌予防接種の効果

個人差はありますが、肺炎球菌による肺炎の重症度と死亡のリスクを軽減させます。肺炎球菌による感染症に対して、すべての肺炎などが防げるわけではありませんが、肺炎予防効果、医療費抑制効果が示されています。

予防接種要注意者

予防接種要注意者（①～⑤）とは、接種の判断を行うに際し、注意を要する者を指します。接種前に慎重に確認してください。

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- ② 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者および全身性発疹等のアレルギー症状を起こしたことがある方
- ③ けいれんを起こしたことがある方
- ④ 免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ 23価肺炎球菌ワクチンに含まれている成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

お問い合わせ先

浦添市保健相談センター 健康づくり課 予防係

TEL: 098-875-2100

接種後の副反応

ワクチンを接種したとき、免疫がつく以外の反応がみられることがあります。これを副反応といいます。肺炎球菌ワクチン接種で多くみられる副反応には、接種した部位の痛み（疼痛）、赤み（発赤）、はれ（腫脹）、熱っぽさ（熱感）等があげられ、その他の副反応として、頭痛、筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、発熱などがみられることがありますが、ほとんどが数日中に消失します。ただし、上記のような症状が長引くような場合は、早めに医師の診察を受けてください。

重大な副反応

極めてまれに、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）等が現れることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じます。その他、血小板減少、知覚異常やギランバレー症候群等の急性神経根障害、蜂巣炎・蜂巣炎様反応等の報告があります。上記のような症状が現れた場合は、直ちに医師の診察を受けてください。



予防接種健康被害救済制度

予防接種法に基づく予防接種によって起きた副反応により、治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残す等の健康被害が生じた場合、補償を受けられる場合があります。健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、死亡一時金などの区分があり、法律で定められた額が支給され、医療費や障害年金等は、治療の終了、または障害が治癒するまで支給されます。

ただし、健康被害について予防接種が原因なのか、別の要因によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

